

平成二十一年三月十三日受領
答弁第一八四号

内閣衆質一七一第一八四号

平成二十一年三月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府代表に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出政府代表に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成二十一年三月九日現在、今村弘二、宮原正典、明石康、石川賢廣、長畠大四郎、駒野欽一、松浦博司、美根慶樹、由良英雄、須田明夫、横田淳、北川慎介、今井正、渋谷實、岩谷滋雄、小原雅博、高原寿一、片岡進、石川浩司、石川和秀、松山良一、山本忠通、塚本弘、中前明、馬場誠治、北島信一、山下潤、藤岡博、安藤裕康、谷内正太郎、梅本和義、岩田達明、青木豊及び与謝野馨である。

二について

一についてでお答えした者のうち、日本国政府を代表して、特定の目的をもって外国政府と交渉するた
めの日本政府代表を命ぜられている者は、(一)明石康、(二)今井正、(三)谷内正太郎であり、それ
ぞれ、(一)スリ・ランカの平和構築並びに復旧及び復興に関し、関係国政府等と交渉するための、
(二)在沖縄米軍の諸活動等に関する在沖縄米軍との交渉を行い、及びこれに関連するアメリカ合衆国政
府との交渉に参加するための、(三)当面の重要な外交問題に関し、関係国政府等と交渉するための日本
政府代表を命ぜられている。

三から五までについて

御指摘の「内閣総理大臣から直接課せられ」の意味するところが明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難である。